

## 東京税務協会 Web サイト広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京税務協会が開設する Web サイト(以下「税協 Web サイト」という。)に広告を掲載することにより閲覧する者へ各種情報の提供を図るとともに、円滑に税協 Web サイトを運営するため、必要な事項を定めるものである。

(掲載の範囲)

第2条 税協 Web サイトに掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 税協 Web サイトの公共性又は品位を損なう恐れがあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係るもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は意見広告に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反する恐れのあるもの
- (5) 前4号に掲げるもののほか、理事長が税協 Web サイトに掲載する広告として適当でないと認めるもの

第3条 税協 Web サイトに広告を掲載できるものは、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定するもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に定める暴力団又は暴力団員
- (3) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (4) 社会問題を起こしているもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が不相当と認める業種又は事業者

(広告の掲載位置)

第4条 広告は、理事長の指定する位置に掲載するものとする。

(広告の規格及び掲載料金)

第5条 広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

(1) 規格(1枠あたり)

- |   |         |                           |
|---|---------|---------------------------|
| ア | ファイル形式  | GIF形式又はJPEG形式(アニメーションを除く) |
| イ | 左右×天地   | 213ピクセル×62ピクセル            |
| ウ | ファイルサイズ | 4キロバイト以内                  |

(2)掲載料

トップページ及びその他ページ下部 月額20,000円(税抜)

(掲載期間)

第6条 広告の掲載期間の区分は、6か月又は12か月の2区分とする。

2 前項の掲載期間は、広告を掲載する日(月の営業日の初日をいう。)の属する月から広告の掲載を終了する日(月の最後の営業日をいう。)の属する月(広告を掲載する月から起算して6か月又は12か月目に当たる月をいう。)までとする。

3 広告を掲載し、又は終了する時間は、前項の広告を掲載する日又は終了する日の午前9時とする。

4 理事長は、第1項に規定する掲載期間内に必要があると認めるときは、税協 Web サイトを閉鎖することができる。

(掲載する広告数)

第7条 税協 Web サイトに掲載できる広告の数は、8の範囲内で毎年度定めるものとする。ただし、出稿の申込状況に鑑み、掲載件数を増やすことについて理事長が認めた場合は、この限りではない。

(掲載の申込み)

第8条 税協 Web サイトに広告の掲載を希望する者は、理事長が指定する日までに別記第1号様式による広告掲載申込書に次に掲げる書類を添付して、理事長に申し込まなければならない。

(1)税協 Web サイトに掲載する広告の内容を明らかにする書類

(2)前号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

(広告掲載の決定等)

第9条 理事長は、前条の規定による申込みがあったときは、先着順により関係書類を審査し、掲載を適当と認めるときは別記第2号様式による広告掲載決定通知書により、掲載を不適当と認めるときは別記第3号様式による広告掲載不承認決定通知書により当該申込みをしたものに通知するものとする。

2 前項の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、理事長が指定する日までに、第5条に規定する規格により広告のデータを作成し、理事長に提出しなければならない。なお、当該データの作成に要した経費は、広告主の負担とする。

(掲載料金の納入)

第10条 広告主は、広告の掲載予定日前の理事長が指定する日までに第5条に規定する月額料金に掲載決定期間の月数を乗じて得た掲載料金を納付しなければ

ならない。ただし、理事長が特に必要があると認めるときには、この限りではない。  
(掲載料金の返還)

第 11 条 原則、既納の掲載料金は、還付しない。ただし、理事長は、第6条第4項の規定により税協 Web サイトを閉鎖したとき、又は第 14 条第1項第1号若しくは第4号の規定により広告の掲載を取り消したとき(広告主の責によらないときに限る。)は、広告主からの別記第4号様式による広告掲載料返還請求書の提出により、掲載料金の全部又は一部を返還するものとする。

(広告主の責任)

第 12 条 広告主は、税協 Web サイトに掲載する広告の内容について責任を負うものとする。

(広告掲載内容等の変更)

第 13 条 広告主は、税協 Web サイトに掲載中の広告の内容等の変更を希望するときは、理事長が指定する日までに別記第5号様式による広告掲載内容等変更申請書により、理事長に申請をしなければならない。

2 変更許可を決定したときは、申請者に対し、別記第6号様式による広告掲載内容等変更通知書により通知する。

(掲載の取消し)

第 14 条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 税協 Web サイトの更新に支障があるとき。

(2) 別記第7号様式による広告掲載取下げ申出書により、広告主から広告の掲載を終える申出を受けたとき。

(3) 広告がこの要綱の規定に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めるとき。

2 理事長は、前項の規定により広告の掲載を取り消すときは、別記第8号様式による取消し決定通知書により、広告主に通知するものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は企画広報部長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月 15 日から施行する。